

なんと低圧電力プラン

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2023年7月1日 実施

株式会社なんとエナジー

2023年6月1日公表

なんと低圧電力

目 次

本	則	1
1	契 約 種 別	1
2	適 用 範 囲	1
3	供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
4	契 約 電 力	2
5	季 節 区 分	2
6	料 金	2
7	解 約 金	3
8	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 契約種別

この低圧供給約款(料金表)のなんと低圧電力(以下「この料金表」といいます。)の契約種別は、なんと低圧電力プランといたします。

2 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

また、1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧供給約款(基本契約要綱)(以下「要綱」といいます。)1(適用)(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

契約電力は、要綱5(契約電流および契約容量ならびに契約電力)(3)によりえた値といたします。

5 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,189円70銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	25円31銭	24円28銭

7 解約金

(1) お客さまが需給開始以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、当社は、(2)に定める解約金を申し受けます。この場合、解約金は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに支払っていただきます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。

(2) 解約金は、次のとおりといたします。

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

8 その他

その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

(1) この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

(2) 本料金表の実施にともなう切替え措置

本料金表の実施日前後において、2023年6月30日までに料金算定期間の始期が到来する料金は、変更前の低圧供給約款（料金表）（2023年4月1日実施）を適用するものとし、2023年7月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金については、この変更後の低圧供給約款（料金表）を適用いたします。また、本約款実施の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、要綱20（日割計算）に準じた日割計算は行ないません。